

# 平成 29 年 12 月 第 3 回定例会質問

維新の会 久保高章

平成 29 年 12 月 6 日 (水)

1. 自治体ファイナンス（資金運用・資金調達）について

2. 債権回収における弁護士とサービサーの活用について

3. 業務委託の履行の確保と収支報告について

維新の会の久保高章でございます。第 3 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しく願い申し上げます。

今回は、3 項目質問させていただきます。

自治体ファイナンスの資金運用並びに資金調達について、債権回収における弁護士とサービサーの活用について、業務委託の履行の確保と収支報告について伺ってまいります。

まずは、資金運用についてです。基金については地方自治法の第 241 条第 2 項で「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされています。公金運用のリスクとしましては、信用リスク、流動性のリスク、金利リスク、そしてペイオフのリスクが考えられます。これらのリスクをいかに回避しながら運用益を上げるかだと考えます。

そこで今回、平成 26 年に第 1 回地方公共団体ファイナンス賞を受賞した大分県国東市と本市の資金運用について伺って参りたいと思います。国東市へは今年 8 月に視察に行つて参りました。

本市は、平成 28 年度決算において、主要 3 基金平均運用日額 164 億 4,334 万円、受取利息 2,004 万円、運用利回り 0.122% に対し、国東市は、平成 28 年度月末平均基金運用残高 150 億円、受取利息 2 億 9,823 万円、運用利回り 1.988% でした。机上配布資料 1、2 をご覧いただければここ数年の運用実績が記載されています。もし本市が国東市と同じ利回りで基金を運用したと仮定すると、受取利息は約 3 億 2,665 万円と現在の 16.3 倍で差額 3 億 661 万円が純粋な利益となります。

国東市では、全ての基金の一括運用、運用商品の共有を行っています。そして、余裕のある資金は長期国債を買い入れ、一時的に必要となる資金は預金に預け入れる資料 4 記載のダンベル型にて運用を行い資料 5 のロールダウンによる債券価格の上昇によって運用益を上げています。資料 6 の宗像市も同様の基金運用を行い平成 27 年度には 3.17% の運用益を上げています。リスクについては、国債の買い付けは満期まで保有すれば元本割れの心配はまずないという事を申し上げておきます。逆に、銀行に定期預金を行つてもペイオフで元金、金利共で 1000 万円までしか保証されません。又、この運用利回りで得た利息は、税収アップの場合と違い基準財政収入額には算入されないため、地方交付税の減額にはつながりません。ですから自治体の純粋な利益となります。

国東市では、一時的に資金不足が生じた場合市保有の国債、地方債を担保として証券会社から借りる手法をとっています。「債券売り現先取引」という手法です。この手法により非常に安い金利で資金を調達しています。配布資料 3 をご覧ください。平成 27 年から 28 年の借入利率ですが最近は、0% で借入しています。

1-① 这里お伺い致します。国東市では、長期国債の売買によって運用益を上げています。本市の運用益は主要 3 基金において資料 2 のように 27 年度 0.14%、28 年度 0.12%となっています。資金運用において、なぜこれほどまで運用益に差が生じるのか簡単にご説明下さい。又、現在一時的に資金の不足が生じた場合どこから調達しているのでしょうか。お答え下さい。

次に、債権回収における弁護士とサービサーの活用についてお伺いさせていただきます。債権については来年度には債権管理条例が制定されようとしています。しかし、今すぐにも債権管理、回収に活用できるのではないかと思います提案させていただきます。サービサーとは配布資料 7 に記載の民間の債権管理回収専門業者です。公金には資料 8 の自力執行権がある債権と自力執行権がない債権があります。資料 10 に自力執行権があるとならないの項目を配布していますのでご覧下さい。又、市税全般については、記載されていませんが強制徴収公債券であり自力執行権がある債券です。自力執行権がある債権は民間企業に強制徴収権がないので今回は自力執行権がない債権についてお伺い致します。

2-① 这里お伺い致します。現在、資料 10、平成 27 年度「包括外部監査結果報告書」抜粋資料の非強制徴収公債権と私債権の内、指定管理者依頼分を除く全ての平均収納率、未収納合計金額、不納欠損合計額を教えてください。

次に、業務委託についてお伺いさせていただきます。  
平成 27 年度における 500 万円以上の業務委託の契約内容を調査したところ 201 件の業務委託が交わされており、このうち収支報告の提出を求めているものが 45 件、収支報告を求めている事業が残り 156 件となっていました。

3-① 这里お伺い致します。収支報告を行っている 45 事業と行っていない 156 事業の違いは何でしょうか。お答えください。

以上で、1 問目の質問を終了いたします。

## 一問一答

1-① ここで伺い致します。国東市では、長期国債の売買によって運用益を上げています。本市の運用益は主要3基金において資料2のように27年度0.14%、28年度0.12%となっています。資金運用において、なぜこれほどまで運用益に差が生じるのか簡単にご説明下さい。又、現在一時的に資金の不足が生じた場合どこから調達しているのでしょうか。お答え下さい。

1-②国東市では、長期国債を金利の動向を把握することにより売買を行っています。簡単に言えば金利が高い時に仕入れ、金利が下がった時に売却しています。本市は、平成26年より「債権を用いたラダー型運用」を行い27年度からは基金の一括運用を実施されています。その際、超長期国債の売買（国東市の手法）は検討されたのでしょうか。

1-③では、本市にとってラダー型運用を選択するメリットは何でしょうか。又、決定した理由は何でしょうか。

1-④では、ラダー型運用が行われる前は主な基金運用は何で行われていたのでしょうか。

1-⑤ 本市は市債残高に比べ、基金が極端に少ない状況です。又、一時的な資金不足発生日は平成28年度で年間なんと218日、最大総額168億円にも達している中であって流動性の一定程度の確保や中途解約又、一時借入金のリスク等においてラダー型運用を選択されたのは理解できます。しかし、過去を振り返るとどうでしょうか。国東市では、平成24年から超長期国債の購入を始めています。そして、その結果、現在のリターンを得ています。先程ご答弁頂いたように本市は、平成25年以前は各所管が銀行の大口定期預金であったということですが、第一次0金利政策が行われた時点でいかにすれば基金を効率よく運用できるかの検討はなされていたのでしょうか。

1-⑥今後、金利が上下する中であって今回のような機会損失とならないようにして頂きたいと思うのですが、そのためにもいつ、誰がその判断を行い実行するのかの仕組み作りについてはどのようにお考えでしょうか。

1-⑦ファイナンスとは、お金を借りて利子を支払うことです。お金の運用とはお金を貸して利息をもらうということです。これがファイナンス、すなわち財務活動です。ファイナンスで大切なことは、資金調達は必要な時にお金を確実に調達して、かつ安い金利で借り入れ、早く返済することです。また、資金運用は元本の安全性と運用益が多くなるように貸し付けることです。企業や家計では当たり前に行われていることですが、官公庁では借入利子を減らすことや運用収益を増やすという財務活動の効率性は余り重視されてきませんでした。3年前に市債の金利削減のために繰り上げ返済や借り換えを提案させていただきました。今回は、本市の基金、現金の一括運用にて運用収益をいかに上げる準備をしておくか提案させていただきました。財政が厳しいなら如何にして財源の増加を図るか財務管理の意識、財務活動ファイナンスの意識と手法を真剣に考えて頂きたいと思います。市長は、この自治体ファイナンスについて如何お考えでしょうか。お答えください。

金利の動向については誰にも確実に予測することは不可能です。しかし、そういった不確実性のあるものに対しては、常にアンテナを張りチャンスを見逃さないようにして頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

2-①ここでお伺い致します。現在、資料 10、平成 27 年度「包括外部監査結果報告書」抜粋資料の非強制徴収公債権と私債権の内、指定管理者依頼分を除く全ての平均収納率、未収納合計金額、不納欠損合計額を教えてください。

2-②次に、債券回収についてお伺い致します。平成 26 年度の自力執行権がない債権についてお答え頂きました。合計すると平均収納率 57.7%、未収納額 14 億 3362 万円、不納欠損額 4285 万 1 千円です。では、今お答え頂いた自力執行権がない債権は、催告や納付相談は誰が行っており又、人手は足りているのでしょうか。

職員の方が行っているということですが、人手が足りているということですが、ではなぜこれほどまでに収納率が低いのでしょうか。

2-③このサービサーは、資料 9 の各自治体において得られた効果にもあるように回収率がかなり向上しています。また、委託料が成功報酬制となっているので効果がなければ費用も発生しません。不納欠損の可能性が有る債権回収ができ、職員のように常時経費も必要なく費用対効果が非常に高いのではないかと思います。如何でしょうか。お答え下さい。

2-④このサービサーは、債権徴収専門であり債権回収のみに特化している為、職員の方が他の業務を行いながら携わるのと全く違います。そのあたりはどうお考えでしょうか。又、滞納が常習化している方が、一度納付し始めると滞納の常習化がかなり改善されると伺います。弁護士やサービサーに適している債権からでも採用すべきと考えます。如何でしょうか。

2-⑤初期投資費用もほとんど掛からないのになぜ初めの一步が踏み出せないのでしょうか。お答え下さい。

2-⑥こういった効果が見込める仕組みをいち早く研究、調査、実行しないのはなぜでしょうか。機会損失そのものであり不納欠損を出している以上、税金を無駄にしていると云わざる負えないことに対して、もう一度聞きます。なぜ一度採用してみないのでしょうか。

2-⑦条例を作ってから検討し、研究し、では2年後3年後となります。本来、平成25年度には試験実施が行われ資料9のように効果が出ているにも関わらず、条例を作った後、研究、検討では如何なものでしょうか。本日、答えを求めませんが、予算もいないので、近日中に検討、研究を行い条例制定前でも早急に回答を出して頂きたいのですが、如何でしょうか。

3-① ここでお伺い致します。収支報告を行っている45事業と行っていない156事業の違いは何でしょうか。お答えください。

3-②次に、業務委託の履行の確保と収支報告について伺います。平成27年度における500万円以上の所管課で行っている業務委託については、先程、1問目の質問でご答弁頂いた考え方で全て処理をされているのでしょうか。お答えください。

3-③収支報告を行っていない156件の内容を見ると、その多くが施設管理業務や施設警備業務及び行政計画策定支援業務といった、民間のノウハウの活用が有効であると思われる個別業務の委託が大半を占めています。



しかし、中には収支報告を求めた方が良いと思われるような業務が含まれていると感じています。例えば、消費生活相談業務及び消費生活啓発業務は、消費生活相談や啓発及び多重債務相談業務を委託するもので、いくつかの業務をまとめて委託しているように思われます。また、産業振興事業事務委託についても14もの事業を事務委託という形で業務委託しており、業務内容は多岐にわたっています。同様に、尼崎市立園田東会館を拠点とする地域住民交流促進業務についても、地域住民をはじめとする市民相互の幅広い交流の促進を図る業務であり、いくつかの業務が含まれているものと考えられます。ここで再度お伺いいたします。私が調べた限りにおいて、平成27年度における500万円以上の業務委託のうち、収支報告の提出を求めている156件については、精算行為を伴わない契約だということになりますが、精算行為を伴う契約かそうでないかは、どのように判断されているのでしょうか。お答えください。

3-④又、収支報告を必要としない一つの理由として、例えば、市が直営で行っていた時は1,000万円かかっていた事業を800万円で行っているので、余剰金は発生しませんと言われていました。しかし、市民の立場でその現状を知った場合、営利を目的とした事業者ではなく、市が補助金を交付しているなど、営利を目的としない相手方との契約の場合には、収支報告の提出を求めてもよいのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3-⑤やはり、「契約事務の手引き」や「財務会計の手引き」において、業務委託の履行の確保について、収支報告の提出を求めるべき委託内容すなわち概算支払いを行える、行えない、の基準を明確に示しておく必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

業務委託については、収支報告を求めないとしておきながら、特例で概算払いを行い精算の段階で収支報告を求めています。それは、「契約事務の手引き」や「財務会計の手引き」の整合性と言いますか連携が取れていなかったことによることが今回、明らかとなりました。その部分を当局の方も認めて頂き是正、頂くご答弁を頂けたことに嬉しく思いますが、今後このような不明確な事案がないようお願いしたいと思います。又、今回で言えば概算払いを行える、行えない、等の基準を誰にでも理解できる仕組みづくりを早急にお願ひ致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴ありがとうございました。